

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和5年5月19日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

新たな産業施策の構築に向けた調査・分析等業務

2 業務概要

近年の本市を取り巻く様々な外部環境の変化の中で、「甲府市産業ビジョン」の具体化を図るためには、本市の現状と課題、その原因などを俯瞰的に捉える必要がある。

このことから、改めて本市の産業構造を広く把握し、その中でも、本市の強みのひとつである宝飾産業については、その実態把握に努め、比較優位性を活かした施策立案に繋がるよう調査・分析、及び課題解決までの道筋を示した基礎資料を作成する。

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）までとする。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人の役員及び経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 本事業に係る公募の日から契約締結の日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等設置要綱又は甲府市物品供給（入札等）制度要綱に基づく指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税の未納がないこと。本市に営業所等がある場合については、甲府市税の未納がないこと。
- (8) 他の自治体等において同種の調査業務の実績を有する者であること。

## 5 手続等

- (1) 新たな産業施策の構築に向けた調査・分析等業務公募型プロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）、新たな産業施策の構築に向けた調査・分析等業務委託仕様書等を甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加表明書等の提出方法、提出期間及び提出先については、実施要項を参照すること。

## 6 連絡先

甲府市産業部産業総室総務課

担当：村山

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL 055-237-5687

FAX 055-227-8065

電子メール sangssm@city.kofu.lg.jp